

また、弁護修習にも、修習生をもっと積極的に携わらせることで教育的効果を高める余地はあるのではないかと思われる。例えば、問2-2-1や問2-2-2で見たように、法律相談や民事事件の依頼者面談の際に聞き取り調書の作成は行われないことも多いが、普段の実務ではそのようなことは行わないとしても、修習生がいるのならば調書を作成させることで、単に受動的に相談や面談を傍聴させるのではなく、能動的な思考を促すこともできるのではないだろうか。

日本弁護士連合会が2011年8月に「法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言」を発表しているように、司法修習と法科大学院の連携や役割分担に関する議論の機運は高まりつつある。本調査を含めた実証的な根拠に基づき議論が今後さらに広範かつ活発に展開され、法曹教育の発展に結びつくことが望まれる。

司法修習生の能力と技能についての指導弁護士の評価
—アンケート分析(問3関連)—

國學院大學大学院法務研究科教授
四宮 啓

問3 指導された司法修習生の技術と技能について

1. 単純集計結果

単純集計結果は以下のとおりである。

肯定的評価と否定的評価に大別できるよう、「十分である」と「ある程度十分である」を合算した数字(以下「肯定的評価」と、「やや不十分である」と「全く不十分である」を合算した数字(以下「否定的評価」)を下線を付して掲載した。

① 法的知識

十分である (7. 5)
ある程度十分である (5. 4. 3) 肯定的評価61. 8
やや不十分である (3. 4. 1)
全く不十分である (2. 1) 否定的評価36. 2
無回答 (2. 1)

② 書面作成(訴訟書類が多い): 問2-2-4参照

十分である (4. 0)
ある程度十分である (4. 4. 8) 肯定的評価48. 8
やや不十分である (4. 2. 9)
全く不十分である (4. 9) 否定的評価47. 8
無回答 (3. 3)

③ 事実の分析能力

十分である (1. 2. 9)
ある程度十分である (5. 9. 5) 肯定的評価72. 4
やや不十分である (2. 2. 7)
全く不十分である (0. 4) 否定的評価23. 1
無回答 (4. 5)

④ 法情報調査能力

十分である (3. 6)
ある程度十分である (4. 1. 1) 肯定的評価44. 7

やや不十分である (43.9)
全く不十分である (2.5) 否定的評価 46.4
無回答 (8.8)

⑤ 事実についての調査能力
十分である (3.3)
ある程度十分である (46.8) 肯定的評価 50.1
やや不十分である (46.3)
全く不十分である (1.5) 否定的評価 47.8
無回答 (2.1)

⑥ コミュニケーション能力
十分である (10.0)
ある程度十分である (57.4) 肯定的評価 67.4
やや不十分である (29.0)
全く不十分である (1.0) 否定的評価 30.0
無回答 (2.5)

⑦ 法律専門職としての倫理観・責任感
十分である (9.9)
ある程度十分である (66.5) 肯定的評価 76.4
やや不十分である (20.0)
全く不十分である (0.9) 否定的評価 20.9
無回答 (2.7)

2. 単純集計結果の分析

過半数が肯定的に評価した能力は、評価が高い順に、⑦法律専門職としての倫理観・責任感 (76.4)、③事実の分析能力 (72.4)、⑥コミュニケーション能力 (67.4)、①法的知識 (61.8)、⑤事実の調査能力 (50.1) である。これに対して過半数が否定的に評価した能力はない。肯定的評価が過半数に及ばなかった能力は、②書面作成能力 (48.8) と④法情報調査能力 (44.7) である。

肯定的評価を過半数受けた能力は、いずれも法科大学院教育において重視している能力であろう。これに対して、やはり法科大学院教育で重視しているはずの法情報調査能力の評価が高くないのは意外である。また書面作成能力については、修習指導担当者は弁護士であるから、訴訟書類が書けることを求めているのに対し、現在の法科大学院教育では、実務基礎科目よりも法律基本科目の履修単位が増えているなど、レポートや答案の作成は行っていないも、実務書類作成の機会が少なくないと思われることが影響しているのかもれない。

3. 自由回答結果

本アンケートでは、問3の自由回答は、「全く不十分である」と回答した場合にのみ具体的な記載が求められている。上記単純集計から明らかなおとおり、「全く不十分である」との回答は極めて少なく (平均1.9)、したがって問3への自由回答の記載数はかなり少数であった。

(1) 法的知識について

消極的な意見として、「すぐに回答ができない、応答が悪い」「家事・破産・執行はほとんど使えない」「試験科目以外の法律を知らない」などの回答がある。さらには「条文さえ知らない」「基本法の基礎的部分の理解がそもそも不足している」「民法等の基本科目で顕著」といった回答もある。

(2) 書面作成

消極的な意見として「そのまま実務で使える書面ではない」「ロースクールで起案をやっていない」「前期修習がなく書き方が分かっていない」「法律文書の書き方を知らない」などの回答がいずれも複数ある。さらには「日本語の基本的なルールが分かっていない」「日本語能力なし」との回答もあった。他方で「不十分であって当然。新人弁護士も同様」との回答もあった。

(3) 事実の分析能力

事実の分析能力に関する自由回答はない。「事実についての調査能力」の欄に「何を見ればよいのか、問題点を把握できないので、事実関係の分析にまでたどりつかない」「事件のポイントがどこにあるのか見極め、『依頼者のために』構成する力」(1)に問題がある」との回答があった。また「法的知識」の欄に「事実の分析力が不足している。構成の荒っぽい者が多い」との回答もあった。また、「法情報調査能力」欄に、「事実を法的観点からの確に把握する能力が全く教育されていないと感じる」との回答があった。

(4) 法情報調査能力

「事務処理上必要な調査能力は全く教えられていない」との回答の一方で、「調査をさせていない」という回答が複数あった。

(5) 事実についての調査能力

「社会経験の不足」「依頼人より聴取する能力が不十分」「社会経済の実情を知らない」ということを知らない」「社会経験の不足が大きい」との回答があった。さらに「どこにどのような尋ねたらよいのかわからない」「聞き取り力が不足している」「依頼人の話を的確に把握できない」との回答があった。さらには、「させていない」との回答も複数あった。

また、「法情報調査能力」欄に「社会的な理解が足りない」「社会経験の不足が大きい」との回答や「聞き取り能力が不足している」との回答があった。同じ欄に、「事実調査の方法、例えば弁護士法第23条の2に基づく照会、会社や戸籍の取り方 (開帳登記簿原本、原戸籍があることさえ知らない) など理解が不十分」との回答があった。また「事実の分析能力」の欄に「事実調査させていない」との回答や、「調査の方法をよく理解し

ていない」「法曹としての自覚に関わりがあるとされるが、調査結果が客観性に欠ける」などの回答があった。

(6) コミュニケーション能力

「人見知りが多い」「コミュニケーションが苦手」「会話をして人から話を引きだす力がない」「依頼人の身上を察した上で語る力は欠けている」「社会経験の不足」「コミュニケーション能力も足りなかった」などの回答がある。他方、「コミュニケーション能力はこれから社会に出てから身につけていくと思います」との回答もあった。

(7) 法律専門職としての倫理観・責任感

「法曹としての倫理観や使命感を感じた人はいない。食べるための職業として選択したという感じ」「実務修習に入るまでに全く合理教育がなされていないと思われる」「弁護士も1つの職業としてのみ考えている者が多い。ロースクールは何をやっているのかと思う」「事件の重さ、責任感を実感しているとは思えない」「法曹としてのあるべき姿についてのイメージが不足しているのではないか」などの回答があった。これに対して「これも実務についてから身につけていくものと思料します」「人それぞれ」などの回答もあった。

4. 自由回答の分析

前述のとおり、問3の自由回答は、「全く不十分である」と回答した場合にのみ具体的な記載が求められている。各項目について単純集計結果における「全く不十分である」の回答率と肯定的評価の回答率を併記した。

(1) 法的知識 (全く不十分2. 1、肯定的評価61. 8)

「すぐに回答ができない、応答が遅い」「家事・破産・執行はほとんど使えない」「試験科目以外の法律を知らない」などの回答があるが、これらは指導担当者が、日本の弁護士ほとんどがそうであるように、ジェネラリストとしての知識を求めているのかもしれない。他方気になるのは、「基本法の基礎的部分の理解がそもそも不足している」「民法等の基本科目で顕著」といった回答である。法科大学院における基礎理論教育が十分ではない場合があることを示唆しているものかもしれない。

(2) 書面作成 (全く不十分4. 9、肯定的評価48. 8)

問2-2-4を見ると、作成させている書面は、圧倒的に訴訟書類である。修習指導担当者の業務が訴訟中心であることを示している。「そのまま実務で使える書面ではない」「ロースクールで起案をやっていない」「前期修習がなく書き方が分からない」などの回答は、指導科目が弁護実務である以上、予想される回答である。ただ、法科大学院における「実務教育」とは訴訟実務に限られるのかという問題があるだろう。全体の評価が高くないことは、そのギャップの表れと解することもできるかもしれない。他方、「法律文書の書き方を知らない」との回答は、全体的な評価が高くはないことと併せて考えると、法科大学院において法律文書作成の基礎がきちんと教えられているかの疑問を場合によって提起するだろう。

(3) 事実の分析能力 (全く不十分0. 4、肯定的評価72. 4)

全体的な評価は高い。「何を見ればいいのか、問題点争点を把握できないので、事実関係の分析にまでたどりつかない」「事件のポイントがどこにあるのか見極め、『依頼者のために』構成する力」(に問題がある)との回答は、法科大学院において、課題発見、課題解決、課題読得などの統合的な教育が行われていない可能性を示唆するのではないかと。(4) 法情報調査能力 (全く不十分2. 5、肯定的評価44. 7)

法情報調査は、法科大学院教育において重点を置いている科目の1つである。調査をさせていない」という回答が複数あるものの、全体的な評価がそれほど高くはないこと、教育の在り方に疑問を投げかける。「事務処理上必要な調査能力は全く教えられていない」との回答もあった。

(5) 事実についての調査能力 (全く不十分1. 5、肯定的評価50. 1)

全体的評価も高いとは言えない。事実調査能力については二つの点が目立つ。「社会経験の不足」「社会経験の不足が大きい」との回答が示すところは、社会人経験者がより少なくなっている法科大学院生のバックグラウンドに関係があるかもしれない。他方、「依頼人より聴取する能力が不十分」「社会経済の実情を知らないということを知らない」「調査の方法をよく理解していない」「法曹としての自覚に関わりがあると思われるが、調査結果が客観性に欠ける」などの回答が示すところは、法科大学院教育において、学生がシミュレーションも含め、「実際に触れていない」「実際に触れる訓練をしていない」可能性を示唆する。つまり臨床教育の欠如である。

(6) コミュニケーション能力 (全く不十分1. 0、肯定的評価67. 4)

批判的な回答がある半面、全体的評価は高い。法科大学院教育において重視してきた能力がある程度は評価されていることを示しているよう。「人見知りが多い」「依頼人の身上を察した上で語る力は欠けている」「会話をして人から話を引きだす力がない」などの回答は、コミュニケーション能力を、シミュレーションやクリニクなど、実際に触れさせる方法で教える必要があることを示しているかもしれない。

(7) 法律専門職としての倫理観・責任感 (全く不十分0. 9、肯定的評価76. 4)

法科大学院教育で最も重視している能力の1つであるが、全体的評価が高いことはその教育が評価されていると一応言えるであろう。他方、「法曹としての倫理観や使命感を感じた人はいない。食べるための職業として選択したという感じ」「弁護士も1つの職業としてのみ考えている者が多い。ロースクールは何をやっているのかと思う」「事件の重さ、責任感を実感しているとは思えない」「法曹としてのあるべき姿についてのイメージが不足しているのではないか」などの回答は、倫理教育が法学のみで、実際に切り離されて行われていることや、倫理教育が理論や技術と統合して行われていないことなどの問題を示唆する。

5. 小括

全体的に能力評価が高いことは、法科大学院教育が、一定の効果を上げていることを示しているだろう。特に、上位3つの能力、すなわち、法律専門職としての倫理観・責任感、事実の分析能力、コミュニケーション能力が高く評価されていることは注目され

る。

他方、弁護士修習は弁護士実務の修習であり、指導担当者が実務弁護士であることから、評価が訴訟実務の観点から行われることはやむを得ない。修習生の能力の評価にばらつきがあるのは、訴訟実務家としての指導担当者が期待することと、法科大学院が法律実務家に必要な能力として教育していることとのギャップを示しているかもしれない。そのギャップは、多様な法曹の養成を目指す法科大学院教育と、依然として訴訟実務を前提としたままの新司法試験や司法修習との連携に問題があることを示しているかもしれない。このことは、詰まるところ、法科大学院において養成すべき法曹像をどう設定するかに起因するのではあるまいか。アンケートの自由回答は、法科大学院相互間にも、実務教育の必要性とその内容についてのギャップがありそうなることを示しているが、これも、法科大学院相互間で、養成すべき法曹像に相違があることを示しているように思われる。あるべき法律実務家像とその法律実務家に必要な共通の能力とは何か、修習の在り方を含めて、問われているように思われる。

このアンケートが示唆するもう一点は法律実務家に必要な能力をどのようなメンブローで教えるべきかである。特に自由回答が示しているところは、法科大学院において教育が行われているとしても、実際と切り離された方法で行われているのではないかを示唆している。知識だけでなく、シミュレーションも含めて、実際に触れさせる中で、法律実務家に必要な能力である理論、技術、倫理等が統合的に教育されることの必要性を示唆しているように思われる。

法科大学院教育についての弁護士修習指導者の評価 —アンケート分析 (問4関連) —

早稲田大学大学院法務研究科教授
須網 隆夫

I. 序

本項では、弁護士修習の指導担当弁護士が、法科大学院を修了した司法修習生を指導した経験を通じて、法科大学院教育をどのように観察し、評価しているかを尋ねる、弁護士修習アンケートの問4に対する回答(自由回答を含む)を分析する。

以下では、まずアンケート回答の概要を要約し、次いでその内容を包括的に分析して、若干の意見を付言する。

II. アンケート回答の概要

1. 問4-1・法科大学院教育に対する全般的評価

本問は、法科大学院教育に対する全般的な評価を尋ねているが、回答数607の内訳は、「全く不十分である」66(9.9%)、「やや不十分である」300(44.8%)、「ある程度優れている」234(35.5%)、「非常に優れている」7(1%)という分布であった。前二者を合計すると、54.7%に達し、過半数の回答者は、法科大学院教育をそれほど評価していないことになる。

年齢別の回答分布を検討すると、年齢別に有意な差は見られない。例えば、最も回答数の多い「やや不十分である」と回答した者は、全体の44.8%であったが、年齢別で見ても、もともと割合が高い50歳代から60歳まででも46.8%、他方、最も割合が低い60歳代以上でも41.3%と、言うように、偏差の範囲は狭い。

2. 問4-2・法科大学院教育で優れている点

問4-2、問4-3は、修習生への指導経験を踏まえて、それぞれ法科大学院教育が優れている点、改善すべき点に関する意見を、自由回答の形態で求めている。

自由回答の結果からは、法科大学院教育の優位点として、以下の諸点が、多くの回答者により指摘されている。なお、かつこ内は、回答者の修習期を示している。

(1) 法的思考能力の養成—事案分析・問題解決能力

法科大学院は、予備校教育と旧司法試験という旧来のシステムが、暗記中心であり、法的思考力・問題解決能力の養成に十分ではないという反省から生まれた制度である。自由回答には、「法的な思考はある程度、教育されている」(30期代)、「法的知識のみならず、解決方法等についても考える力が身につけている」(50期代以降)、「課題に対して、一つの回答をまとめ、完成させ、解決する点」(40期代)、「基礎知識をもとに、現実の問題に対して応用する能力を身につける指導をしている」(30期代)、「事案分析等に関しては優れている」(30期代)、「具体的な事案について議論することに慣れている」